

大阪、東京、中研、四日市、福岡、仙台、札幌、石労本部
石労支部、石原テクノ(株)、石原バイオサイエンス(株)、石原鉱産(株)、石原酸素
(株)、石原エンジニアリングパートナーズ(株)

公告 881 号
2024 年 4 月 1 日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合
理事長 西山 良夫



規約変更について

表記に関しまして、令和 6 年 2 月 2 日に開催された第 171 回組合会で提案された規約変更を東海北陸厚生局へ認可申請し、規約変更が認可されましたので、次の通り公告いたします。

<変更箇所>

- 第 6 条 被選挙権を有しない者
- 第 9 条 互選議員の選挙区及び議員定数
- 第 28 条 理事、理事長及び監事の選挙
- 第 35 条 常務理事及びその職務
- 第 42 条 職員
- 第 43 条 組合員の範囲
- 第 44 条 標準報酬
- 第 49 条 準備金の保有方法
- 第 50 条 準備金以外の積立金の保有方法
- 第 55 条 一部負担還元金
- 第 56 条 付加給付
- 第 57 条 家族療養費付加金
- 第 58 条 合算高額療養費付加金
- 第 59 条 傷病手当金付加金
- 第 60 条 出産手当金付加金
- 第 62 条 施設の利用等

附則

<添付資料>

新旧条文対照表

以上

新旧条文対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
(被選挙権を有しない者) 第 6 条 (略) (2) <u>国外にある者、任意継続被保険者</u> (互選議員の選挙区及び議員数) 第 9 条 (略) 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。 第1区 <u>(削る)</u> 第2区 <u>石原産業健康保険組合</u> (理事、理事長及び監事の選挙) 第 2 8 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による<u>選挙により行わなければならない</u>。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u> (常務理事及びその職務) 第 3 5 条 (略) 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌理</u>する。 (職員) 第 4 2 条 この組合に<u>必要な職員</u>（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。	(被選挙権を有しない者) 第 6 条 (略) (新設) (互選議員の選挙区及び議員数) 第 9 条 (略) 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。 第1区 <u>石原産業健康保険組合</u> 第2区 <u>(新設)</u> (理事、理事長及び監事の選挙) 第 2 8 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により<u>選挙する</u>。 (常務理事及びその職務) 第 3 5 条 (略) 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処理</u>する。 (職員) 第 4 2 条 この組合に（事務長その他）<u>必要な職員</u>をおき、理事長がこれを任免する。

(組合員の範囲) 第43条 この組合は、<u>第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。</u> (削る) (削る) (標準報酬) 第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、<u>法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</u>	(組合員の範囲) 第43条 この組合は、<u>全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</u> <u>(1) 化学工業を主たる業とする事業所</u> <u>(2) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所</u> (標準報酬) 第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。
---	---

(削る)	<u>2 法第47条第1項第2号の規定に基づき、法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、当該平均した額の100分の100に相当する額とする。</u>
(削る) (準備金の保有方法) 第49条 準備金（介護納付金に係る準備金を除く。）は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、<u>準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</u>	<u>3 法附則第3条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による</u> (準備金の保有方法) 第49条 準備金（介護納付金に係る準備金を除く。）は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。<u>この場合において、第3号から第13号までの方法によって保有する準備金の額は、その総額の2分の1を超えてはならない。</u>ただし、<u>準備金の保有が保険給付に要した費用（老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金を含み、介護納付金を除く。）の前3年度の平均年額の12分の3に相当する額を保有する場合には、第3号から第13号までの方法による保有は、準備金の3分の2まで行っても差し支えない。</u>
(1) 郵便貯金 (2) <u>臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規</u>	(1) <u>銀行貯金又は郵便貯金</u> (2) <u>信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</u> (運用方法を特定するものを除く。)

3 法附則第3条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による

第４９条 準備金（介護納付金に係る準備金を除く。）は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。この場合において、第３号から第１３号までの方法によって保有する準備金の額は、その総額の２分の１を超えてはならない。ただし、準備金の保有が保険給付に要した費用（老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金を含み、介護納付金を除く。）の前３年度の平均年額の１２分の３に相当する額を保有する場合には、第３号から第１３号までの方法による保有は、準備金の３分の２まで行っても差し支えない。

- (1) 銀行貯金又は郵便貯金
(2) 信託業務を営む銀行又は
信託会社への金銭信託
(運用方法を特定する
ものを除く。)

- (1) 郵便貯金
(2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規

<u>定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）</u> (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、<u>又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）</u> (4) 国債又は地方債 (5) <u>政府保証債又は金融債</u> (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (削る) <u>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</u> <u>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u> (削る)	(3) 公社債投資信託の<u>受益証券の取得</u>（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） (4) 国債証券又は地方債証券の<u>取得</u> (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、<u>その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</u> (6) <u>償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</u> (7) 抵当証券の<u>取得</u> (8) コマーシャルペーパーの<u>取得</u> <u>(9) 金投資口座への預入</u> <u>(10) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</u> <u>(11) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</u> <u>(12) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事</u>
--	---

<u>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</u> 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、<u>または第2号の方法によって保有しなければならない。</u> (準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第<u>10号</u>までの方法により保有しなければならない。 (一部負担還元金) 第55条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金<u>（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額）</u>について、その還元を行う。 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件<u>（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養</u>	<u>業に対する出資金</u> <u>(13) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</u><u>の取得</u> 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。 (準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第<u>12号</u>までの方法により保有しなければならない。 (一部負担還元金) 第55条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。 2 一部負担還元金は、診療報酬明細書<u>又は調剤報酬明細書</u>各1件について療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費<u>（同一月において、被保険者若しくは</u>
---	--

<u>費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）</u>について、<u>療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、25,000 円を控除して得た額とする。</u> （付加給付） 第 5 6 条 この組合が、法第 5 3 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）家族療養費付加金 （2）合算高額療養費付加金 （家族療養費付加金） 第 5 7 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 1 1 0 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、<u>第二家族療養費支給申請書各 1 件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養</u>	<u>その被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）</u>が支給される場合にあっては、一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から 25,000 円を控除して得た額とする。 （付加給付） 第 5 6 条 この組合が、法第 5 3 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）家族療養付加金 （2）合算高額療養付加金 （家族療養付加金） 第 5 7 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 1 1 0 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。 2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件について療養（食事療養を除く。）に要する費用から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算
---	---

費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 25,000 円を控除して得た額とする。

（合算高額療養費付加金）

第 58 条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者 1 人につき、それぞれ 25,000 円を控除して得た額とする。

（傷病手当金付加金）

第 59 条 被保険者が、法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受ける

することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 25,000 円を控除して得た額とする。

（合算高額療養付加金）

第 58 条 法第 115 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

- 2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者につき受診者毎にそれぞれ 25,000 円又は 25,000 円を控除して得た額とする。

（傷病手当金付加金）

第 59 条 被保険者（被保険者であった者を含む。）が、法第 99 条又は法第 104 条の

ときは、傷病手当金および事業主支給の生活補助金を合算して1日につき、<u>当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の80</u>に満たない場合は、傷病手当金付加金で<u>100分の80</u>になるように支給する。 ただし、事業主の生活補助金が生支給されない場合は、傷病手当金付加金を支給しない。 なお、<u>同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の80に相当する額から、当該傷病手当金額及び事業主の生活補助金を控除した額を支給する</u> (1) <u>傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額</u> (2) <u>傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月</u>	規定により傷病手当金の支給を受けるときは、傷病手当金および事業主支給の生活補助金を合算して1日につき<u>標準報酬日額の80%</u>に満たない場合は、傷病手当金付加金で<u>80%</u>になるように支給する。 但し、事業主の生活補助金が生支給されない場合は、傷病手当金付加金を支給しない。 (新設) (新設)
--	--

<u>額の三十分の一に相当する額</u> 2 <u>法第103条第1項又は第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により、傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については前項の規定の適用について、<u>傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合における支給額は、次の各号に定める額とする。</u></u> (1) <u>法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいずれかに該当する場合、支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当付加金の額の合計額からいかに掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額</u> <u>ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。</u> ア. <u>法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額及び規約第60条第1項の規定により算定される出産手当付加金の合計額</u> イ. <u>報酬の額</u> ウ. <u>障害厚生年金の額</u> エ. <u>老齢退職年金の額</u> (2) <u>法第108条第4項に該当する場合傷病手当金付加金の全額。ただし、第1号ア、イ又</u>	2 <u>第108条第1項から第4項までの規定により、傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については前項の規定の適用については<u>傷病手当金の適用</u>があったものとみなす。この場合における支給額は、次の各号掲げる額とする。</u> (1) <u>報酬の全部又は一部を受けることができるときは、報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額</u> (新設) (新設) (新設) (2) <u>同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法</u>
---	--

はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。 (削る) (削る)	(昭和 29 年法律第 115 号) による障害厚生年金の支給を受けなければ受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計から法第 108 条第 2 項の規定により算定された当該厚生年金の額を控除した額 (当該受給者が同時に第 1 号に該当する場合であって当該控除して得た額が第 1 号の額を超えるときは、第 1 号の額) (3) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) による障害手当金の支給を受けるときは、傷病手当金付加金の全額 (4) 法第 108 条第 4 項の規定に該当する者が、法第 108 条第 4 項の老齢退職年金給付の支給を受けるときは、当該老齢退職年金給付の支給を受けなければ支給を受けることのできた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第 108 条第 4 項の規定により算定された老齢退職年金給付の額を控除して得た額
--	---

3 第1項の規定により算出した額に 10 円未満の端数があるときは、そ の端数は四捨五入する。 (出産手当金付加金) 第60条 被保険者が、法第102 条の規定により出産手 当金の支給を受ける期間、出産手当金 および事業主支給の生活補助金を合算して1 日につき、<u>当該出産手当金の支給を始める日</u> <u>の属する月以前の直近の継続した十二月間</u> <u>の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属す</u> <u>る保険者等により定められたものに限る。)</u> <u>を平均した額の三十分の一に相当する額の</u> <u>100分の80</u>に満たない場合は、出産手当 金付加金で<u>100分の80</u>になるように支 給する。 <u>ただし、事業主の生活補助金が支給されない</u> <u>場合は、出産手当金付加金を支給しない。</u> <u>なお、同日の属する月以前の直近の継続した</u> <u>期間において標準報酬月額が定められてい</u> <u>る月が十二月に満たない場合にあっては、次</u> <u>の各号に掲げるうちいずれか少ない額の1</u> <u>00分の80に相当する額から当該出産手</u> <u>当金額を及び事業主の生活補助金を控除し</u> <u>た額を支給する。</u> (1) <u>出産手当金の支給を始める</u> <u>日の属する月以前の直近の</u> <u>継続した各月の標準報酬月</u> <u>額を平均した額の三十分の</u> <u>一に相当する額</u> (2) <u>出産手当金の支給を始める</u> <u>日の属する年度の前年度の</u> <u>九月三十日における全被保</u> <u>険者の同月の標準報酬月額</u> <u>を平均した額を標準報酬月</u>	3 第1項の規定により算出した額に 円未満の端数があるときは、その 端数は四捨五入する。 (出産手当金付加金) 第60条 被保険者が、法第102 条の規定により出産手 当金の支給を受ける期間、出産手当金 および事業主支給の生活補助金を合算して1 日につき<u>標準報酬日額の80%</u>に満たな い場合は、出産手当金付加金で<u>80%</u>になるよ うに支給する。 但し、事業主の生活補助金が支給されない場 合は、出産手当金付加金を支給しない。 (新設) (新設)
---	---

<u>額の基礎となる報酬月額と みなしたときの標準報酬月 額の三十分の一に相当する 額</u> 2 法第108 条の規定により、出産手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については前項の規定の適用については出産手当金の<u>支給</u>があったものとみなす。この場合において、出産手当金付加金の支給額は、報酬を受けなければ受けることのできた出産手当金と出産手当金付加金の合計から、受けることの出来る報酬の額を控除して<u>得た額</u>とする。 <u>3 前項の規定にかかわらず、法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書又は法第108条第3項ただし書の規定による差額の支給をうけると、出産手当金付加金の支給額は、法第102条第2項の規定により算定される出産手当金及び本条第1項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額から法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額を控除して得た額とする。</u> <u>ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。</u> <u>4 第1項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入する。</u> (施設の利用等) 第62条 (略) 2 この組合において、保健事業とし	2 法第108条の規定により、出産手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については前項の規定の適用については出産手当金の<u>適用</u>があったものとみなす。この場合において、出産手当金付加金の支給額は、報酬を受けなければ受けることのできた出産手当金と出産手当金付加金の合計から、受けることの出来る報酬の額を控除した額とする。 (新設) <u>3 第1項の規定により算出した額に円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入する。</u> (施設の利用等) 第62条 (略) 2 この組合において、保健事業とし
---	--

て実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。	て実施する被保険者及び被扶養者への補助の <u>補助方法及び補助額</u> は、組合会の議決を経て別に定める。
--	---

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。